

## 令和元年度寒河江市若者海外体験促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市の次代を担う若者の見聞を広め、国際意識の醸成を図り、グローバル人材の育成に結びつけるとともに、海外との相互交流を促進するため、山形県内でパスポートを取得した若者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、パスポートとは、旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第1項第2号に定める一般旅券のことをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助事業の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
- (2) 補助金の交付申請時において、寒河江市に住民登録されている者
- (3) 平成31年4月1日から令和2年2月29日までに発行され、山形県内の旅券取扱窓口で交付を受けたパスポートを所持している者（ただし、当該パスポートがその者にとって初めての取得である場合に限る。）
- (4) 本補助事業による補助金の交付を受けていない者
- (5) 市税等を滞納していない者

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者1人につき5,000円とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条の規定にかかわらず、令和元年度寒河江市若者海外体験促進事業費補助金交付申請書（兼）請求書（様式第1号）（以下「請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和2年3月19日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) パスポートの写し（顔写真記載のページ及び発行官庁記載のページ）
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の申請があったときは、規則第14条に規定する実績報告とみなし、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の決定に際して必要があるときは条件を付することができる。

第7条 市長は、補助金の交付決定をした時は、決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）から請求書を受領してから30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件又は市長の指示に違反したとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

寒河江市長 様

(申請者) 氏名 印  
(申請者自署又は記名押印)

## 令和元年度寒河江市若者海外体験促進事業費補助金交付申請書(兼)請求書

下記のとおり補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。  
(なお、貴自治体が、本補助金の審査に必要な範囲で私の市税等の納入状況及びパスポートの取得状況を閲覧し、また関係機関に照会することについて同意します。)

記

## 1 申請者

ふりがな	
氏名	
生年月日	平成 年 月 日
現住所 (住民票に記載の住所)	
日中の連絡先	( )

※以下について、あてはまるものに丸を付けてください。一つでもいいえがあった場合、補助対象とはなりません。

この申請に係るパスポートは、申請者が初めて取得したものですか。	はい・いいえ
この申請に係るパスポートは、山形県内の旅券窓口で受領したものですか。	はい・いいえ

2. 補助金交付申請額 5,000円

## 3. 振込先口座

銀行名	銀行・信金・信組・農協 店
口座種別	普通・当座
フリガナ	
口座名義人	
口座番号	No.

※口座は申請者本人名義のものに限ります。

※以下についても、可能な範囲で記載をお願いします。

渡航目的			
渡航国名		出発予定日	年 月 日

(添付書類)

住民票の写し、パスポートの写し(顔写真記載のページ及び発行官庁記載のページ)、通帳の写し